

(様式第1号)

平成30年度 第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成30年8月27日(月) 14:30~16:30
場 所	芦屋市役所消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	会 長：井上 尚之 副 会 長：千田 眞喜子 委 員：白井 謙次, 多田 直弘, 秋山 清, 山口 能成, 空田 和具, 藤田 芳子, 山本 竜一 事 務 局：山中市長, 森田市民生活部部长, 藪田環境施設課長, 北川市民生活部主幹, 大上収集事業課長, 濱田環境施設課管理係長, 尾川環境施設課施設係長 三好環境施設課主査, 山中環境施設課主査
事務局	市民生活部 環境施設課
会議の公開	■公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員, 事務局の紹介
- (3) 会長, 副会長の選出
- (4) 連絡事項
- (5) 議題：芦屋市のごみ処理

2 資料

- (1) 平成30年度 芦屋市一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理実施計画)
- (2) 市民の皆さんの意見を募集します~パブリックコメント~
- (3) 縦覧用資料廃棄物運搬用パイプライン施設の今後のあり方について

3 審議経過

(事務局 濱田)

本日はお忙しい中, また, お暑い中, お集まりいただきまして, 誠にありがとうございます。

ただいまから, 平成30年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催します。

私は, 本日, 司会進行をさせていただきます市民生活部環境施設課の濱田と申します。よろしく願いいたします。

本日は, 第1回目の会議ですので, 次第中(1)から(3)の会長, 副会長の選出まで, 事務局で進行させていただきます。

次第(1) 委嘱状交付 から (3) 会長, 副会長の選出 まで省略

(事務局 濱田)

芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例第4条に委員の任期は、2年とするとなっておりますので、任期中、会長、副会長をお願いいたします。

また、同審議会条例第6条に、会長がその議長となるとなっておりますので、ここからの進行は井上会長をお願いいたします。

それでは、議事の進行をよろしく申し上げます。

(井上会長)

会長の井上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(千田副会長)

千田でございます。よろしく申し上げます。

(井上会長)

そういたしましたら、議事の前に事務局から連絡事項をお願いいたします。

(事務局 濱田)

会議の公開についてのお取り扱いでございますが、本市の情報公開条例第19条で、一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

この一定の条件とは、同条例第19条の1号に非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、第2号に会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。

本日の議題につきましては、特に非公開とするものではございませんので、公開にするということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(井上会長)

今、ご説明にありましたですけど、会議の公開については、特段非公開にする理由が見当たりませんので、公開にしたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

(井上会長)

それでは公開ということで、お願いいたします。

事務局から会議録についてのご説明を引き続き申し上げます。

(事務局 濱田)

会議録作成のため、ICレコーダーで録音させていただきます。

委員の皆様の発言につきましては、お名前の入った会議録として、市役所1階の行政情報コーナーと市ホームページにより公開することとなりますのでご了承ください。

また、発言の場合はマイクを使ってご発言いただきますようお願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、傍聴人につきましてご報告をお願いいたします。

(事務局 濱田)

傍聴のかたがおられませんので、このまま進めさせていただきます。井上会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

(井上会長)

わかりました。皆様の前にマイクがございますので、使っていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、この審議会の役割や審議の進め方について、ご説明をお願いいたします。森田部長、どうぞ。

(事務局 森田)

では、事務局から、この審議会の役割及び進め方についてご説明を申し上げます。

本審議会につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般的には廃棄物処理法あるいは廃掃法というような略称で呼ばれている法律でございます。この法律におきまして、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を置くことが規定されております。この法律の規定を受けまして、本市では、芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例を制定いたしまして、当審議会を設けております。

本審議会では、まず一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、2つ目に分別収集の実施、3つ目に啓発活動、これらにつきましてご意見をいただくこととなっております。

また、一般廃棄物の基本方針に関する事項につきまして、市長の諮問に応じてご審議いただき、答申をいただく場合がございます。ちなみに昨年度につきましては、ごみ収集パイプラインの今後のあり方について本審議会に諮問をさせていただき、答申をいただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

そういたしましたら、議題の芦屋市のごみ処理について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 藪田)

環境施設課の藪田です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の(5)芦屋市のごみ処理について、私のほうから説明させていただきます。資料は事前に配布させていただいております、芦屋市一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理実施計画)というホチキスでとめた資料、こちらを使ってまいります。

この実施計画の上位計画にごみ処理基本計画という10年計画がありまして、この審議会でもいろいろ審議していただいて策定してまいりましたけども、この基本計画を推進するために毎年立てている計画が、ごみ処理実施計画というものです。

この実施計画は平成 29 年度中に平成 30 年度の実施を定めるものですので、平成 29 年度の数値については見込みの値が入っております。そして、3 月にこの審議会で審議していただきました。本日は初めての委員さんもいらっしゃいますので、この実施計画を使いまして、芦屋市のごみ処理の現況を簡単に説明させていただきます。

それでは、1 ページをめくっていただきますと、目次がございます。

その次のページに基本理念及び基本方針がありまして、基本理念は、「わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します」としております。

次のページには、各計画の位置づけが書かれております。国や県の上位計画や法律と整合をとりながら作成しております。

次のページに参ります。ここからは現況把握としまして、平成 28 年度実績のごみ量と平成 29 年度の見込みのごみ量、その 29 年度の目標値というのが表にして並んでおります。ごみ排出量のトータルでは順調に目標をクリアしておりますが、次の 4 ページをお願いします。4 ページのごみ処理量や資源化施設処理量、これらについては目標をクリアできておりません。これは集団回収量が目標値に達しておらず、市の施設に搬入されるごみが多いためだと思われまます。

5 ページ、こちらのリサイクル率についても目標に達していない状況になっております。これは近年のデジタル化といいますか、資源ごみの大半を占める新聞や雑誌などの発行数が減少しているため、集団回収などの資源化量が減っているためと思われまます。

6 ページに参ります。ごみ処理フローがございます。平成 29 年度の見込みの量ですけれども、左側が市民の皆さまや事業所などから出されるごみの種類と量でありまして、一番下には総排出量 34,666 トンとなっております。矢印右側に移りまして、右側にあるのが処理後の量ということで、一番上、焼却処理で灰として出る量というのが年間で 4,722 トンとなっております。その一番下、資源化物として、資源として循環していく量というのが 5,742 トンとなっております。この資源化物のうち、5,742 トンのうち約 6 割以上、3,617 トンですけれども、こちらが市民の皆さまで取り組んでいただいております集団回収ということで、非常に効率よく処理できているということもあって、市としまして、この集団回収を推進していきたいと考えております。

7 ページですが、これらを評価しております。表の中では未達成というものが 3 つほどございます。

1 つ目は、事業系ごみ排出量です。本来は、この量というのは削減するほうが望ましいということですが、今、我々は「事業系ごみハンドブック」というものを発行して、ごみの出し方など適正処理に向けて動いておりまして、現段階においては、逆にごみ量が増加しているということになっております。

2 つ目と 3 つ目の未達成は集団回収とリサイクル率で、これは先ほども説明しましたとおり、資源ごみの大半を占める新聞や雑誌、これらの発行数が減少していることが原因となっていると思われまます。

次の 8 ページに参ります。(2) の課題をここでまとめておりまして、最終的には、事業系ごみの減量と集団回収及び分別に関する方策に注力していく必要がありますとまとめております。

次のページの 9 ページからは、この方策と実施状況や展望を表にしております。A 3 の表になっております。こちらの表は、平成 29 年 3 月の基本計画で抽出した新規取り組みとしまして、表の上、1, 2, 3 と 3 つほどございます。

1つ目はマイ食器、マイボトルの利用を推進していくというものでして、目的は割り箸とかペットボトルの使用を抑制しようというものです。平成 29 年度は、市民の皆様へ啓発するためにマイ箸を作成しまして、JR 駅前で行いました環境フリーマーケットや環境処理センター内で開催しているリユースフェスタで配布し啓発しました。平成 30 年度は、庁内で行われている審議会などの会議でのお茶の出し方、これらを把握するため、調査を行おうと考えております。

2つ目は「事業系ごみハンドブック」の発行で、事業者に対してごみ出しルールの周知や適正処理を図ることを目的としています。「事業系ごみハンドブック」については、平成 29 年度に作成し、市内の全事業所に配布いたしました。

3つ目は小型家電及び乾電池ボックスの設置ということで、資源ごみの積極的な回収と分別意識の向上を図ることを目的として公共施設内に設置するものです。平成 29 年度は、東京オリンピックのメダルを都市鉱山からつくろうということで、市役所やラポルテなどの市内 4カ所に携帯電話を入れる箱を設置しております。平成 30 年度は、小型充電式電池の回収ボックスの設置を予定しております。

4つ目以降は以前から取り組んでいる内容で、今後も拡充していこうというものです。例えば、下のほうになりますけど 10 番目の食材や日用品の最後まで使い切りといたしまして、食品ロス削減の一環で、コープこうべさんが実施しておりますフードドライブのイベント、こちらの後援を行っております。

その下の 11 番につきましては、ごみの展開検査の実施ということで、こちらについては、今年度中に実施したいと考えております。

次のページに参ります。次のページは、これも以前からの取り組みでして、継続してやっっていこうというものでございます。例えば 14 番になりますけども、リユース活動の実施ということで、こちらでは商工会の皆さまのお力をお借りして、年に 2 回ほど JR 芦屋駅前で環境フリーマーケットを実施しているものです。

このような取り組みを実施し、特に焼却するごみを減らし、基本理念にあったように、持続可能な循環型社会を目指していこうと考えております。

次のページ、11 ページから 15 ページまでは収集、運搬計画ということで、12 分別という分別区分でありますとか、パッカー車収集やパイプライン収集などの収集方法、また町ごとの収集曜日の一覧表などを載せております。

16, 17 ページ、こちらでは中間処理計画として焼却や破碎処理、有価物の選別など、処理の方法や施設の能力などを載せております。

18 ページにつきましては、最終処分計画としまして、焼却灰の処分先を大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖埋立処分場としております。

19 ページ以降は資料を載せております。

芦屋市のごみ処理として、目標や課題、今後の方策などを簡単に説明させていただきました。特に 9 ページ、10 ページの A 3 の表にありました方策以外にも将来の芦屋市のために取り組んでいけるようなことがございましたら、この場でいろいろと議論して進んでいけたらと考えております。この実施計画書につきましては、また次年度に向けて新しいものを作成し、今年度末ごろにこの審議会でご審議いただきたいと思っております。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

(井上会長)

藪田課長，どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして，質問，意見等ございましたら。

では山口委員，どうぞ。

(山口委員)

山口と申します。幾つか指摘と提案をさせていただきたいと思っています。

まず第1，今の藪田課長からご説明があったんですけども，だらだら書いてあるんです，僕にとってはね。非常に不鮮明やと。まとめるなら，この基本方針に，まず1に3Rのことを書いてありますよね。リデュース，リユース，リサイクル，この3つがどうなのかということぼんぼんと書き，その目標は何トン減らすのか。リデュースを何トンするのか。そして具体的な方策としてこうこうですよというのに絞らないと，ぐだぐだ書いても，見るほうも大変やし，その結果どうなったかというのがよく見えない。

ですから，まずまとめ方としては，日本全国がもう減量だけではだめだと。資源化という問題，または，再利用，そういうものでどうするのかということきちっと3つを平行してまとめていくと。この書き方は非常に古い書き方です。単に減量すればいいんだというような感じになっていますので，リサイクルの話は出ていますけども，まず，私としてはその3つにまとめてほしい。

そして，さっき実施でA3の横のやつがありましたけれども，これもまとめ方として非常にインパクトがない，アクセントがついていない。方向性と書いていますけど，ようわからん。書くなら，まず減量化でこういう施策をとりますよ。それから，リデュースでこういう施策をとりますよ。リユースでこういう施策ということばつばとまとめる。そういう形でしないと，これ，1から20まであるんですけど，これでとんとんと27ですか，非常に見るほうは混乱する。

それからもう一つ，例えば9番目，「家庭ごみハンドブック」というのが新しく出ました。非常に読みやすいし，僕は評価しています。ですけども，それを配ればいいのかという話ではないんですよ。恐らくルールを守らないかたは，こんなの読みません。ルールを守る方が読むんです。ですから，じゃあルールを守らないかたをどうするべきかということを検討しないと，本当の意味の施策にならないんです。僕らはパイプラインに関して，そういうレベルで規約を改正するとか，物すごく深くそこに入ろうとしています。ですから市のほうも単に配ったよ，それでええんかと。例えば，僕らだったら説明会を開きます。説明会を十分開きます，それでいいんかと。来る人は守っている人が来るんやと。守ってない人は来ないんで，そこをどうするかということまで深掘りしないと，政策にはならないと私は考えます。

それからいつも思うのですが，3番目はデータがここにあります。例えば，リサイクル率，5ページ。リサイクル率が出てきています。非常に残念ですけども，私の目から見ると，私たち審議委員が物事を判断するときに，過去の比較だけでは判断できないと思う。芦屋市の過去と比較して，よかった，悪かったというのじゃいかんのだと。日本全国の平均に比べてどうなのか，兵庫県の平均に比べてどうなのかを最低限入れないと，いいか悪いかの判断はできません。

例えば，リサイクル率。これは一般ごみですか，それとも事業系が入っているかちょっと私わかりません，書いてないんで。けども，日本の平均は2割を超えています，リサイクル率。これが最低限のレベルなんです。これと比較して芦屋市はどうなのかと

いうのを持ってこないで、過去の芦屋市の比較だけで、よかった、悪かったと思ったら、何の正しい判断も委員、審議はできないと思います。ですから、兵庫県のデータもあるはずですし、環境白書を見るだけでちゃんと載っていますので、そういうこともきちっとデータとして入れて出してほしい。そうすると、私たち審議委員もより正しい判断ができるかなと思います。

最後に、もう一つ、CO<sub>2</sub>の問題は何にも記載がありません。今回の豪雨を見ても、本当に私たちの身近な問題としてCO<sub>2</sub>の問題がありますので、ぜひとも、この審議会でするかどうかは別として、どこかでCO<sub>2</sub>の話をきちっと、データもそろえてしていくということも私はすべきかなと思っております。

以上、4点です。

(井上会長)

どうもありがとうございました。

今、山口委員から4つの提案がございましたが、藪田課長、今のご意見に対して、いかがですか。

(事務局 藪田)

芦屋市の藪田です。資料のつくり方というんですか、構成の仕方とかまとめ方、ちょっとだらだらしているとご指摘いただいております。もう少し皆さまの、市民のかた、委員さんから見てもわかりやすいような資料づくりに努めていきたいなと思っております。次の実施計画をつくる際には、今、ご指摘いただいたことも念頭に置きながらつくっていききたいなと思っております。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(事務局 森田)

若干いいわけがましくなりますけれども、補足の説明をさせていただきます。

確かに、メリハリがないというのは私自身も感じておりまして、山口委員のご指摘、一々ごもつともかと思えます。

基本方針の3Rについてどうしていくのかということであるとか方向性、大きな部分については、これは冒頭、ご説明申し上げたとおり、10年スパンの基本計画というのがまずあって、それに対して各年度、単年度でどういう取り組みをしていくのかというのがこの実施計画という切り分けになってございます。ですので、大きな方向性とか項目については、基本計画で一定整理をさせていただいております、それは本審議会でもご意見をいただきながら作成したということでございます。

その基本計画の中では、例えば、今、ご指摘いただいたリサイクル率が国や県の平均と比較してどうかというような資料も、グラフも記載されておったと思いますので、こちらのほうをご参照いただければと存じます。

最後にご指摘いただいたCO<sub>2</sub>削減の話、これはごみと全く関係ないわけではございませんが、基本的な地球温暖化防止とか大きな部分については、環境基本計画、こちらのほうで主に取り扱うことになっておりまして、役所の組織的には同じ市民生活部です

けど、環境課の所管で取り組みを進めておりまして、計画も策定して施策を実行しているということでございます。

以上です。

(井上会長)

どうもありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。どうぞ。

(白井委員)

白井です。よろしくお願いします。

先ほど山口委員がおっしゃったことと関連するんですけども、私も、今回市民委員の募集記事を見て調べたところ、芦屋市のごみの量が多いのはちょっとびっくりしたんですけども、先ほどリサイクル率の話がされましたけど、ごみの排出量を見てみると、全国平均よりかは高いんですね。兵庫県の中でもやっぱり芦屋市は高いというのが出てましたし、それと環境省が出しています10万人以下の都市の平均値から見ても芦屋市は高い。結局芦屋みたいなきれいな町で、緑豊かな町で、ごみ問題が全国平均よりか高いというのは、やはり何か問題があるかなと思いますので、1つの基準として、過去の数値だけじゃなくて他の都市と比較するのは非常にいいことじゃないかなと。その基準だけじゃなくて、例えば排出量削減について、京都だとか長野だとか、自治体が結構いろんな施策を打っておられるんですけども、そういうことも非常に参考になるんで、この芦屋の中だけじゃなくて、ほかの自治体が何をしているかだとか、どういう方針を持っているかというのも調べていくとか、当然そういうこともされていると思うんですけど、非常に重要なことじゃないかなと思いました。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございます。

山口委員、どうぞ。

(山口委員)

山口です。もう一つ、神戸市が食べ残す量を減らそうというので取り組みをして、レポートがちゃんと出てますよね。あれをやるのに、市が中心となってじゃなくて、住民のかたが、おそらく裏では神戸市がサポートされてると思うんですけど、中心となってきちっとしたアクションプランを立てておられます。あれを読むと、ああ、すごいなど。本当に市民と一体となって協力して、何とかごみを減量するために食べ残しを削減していこうという考え方、非常におもしろいなと個人的には思いました。だから、そういう取り組みをこの審議会でもいいですから市民と一緒にやると。そういう運動をやる。これからは非常に大切かなと。だから、ぎりぎり減らすのは力でごりごりできるんですけど、それ以上減らすには、やっぱり市民と一緒にやると、そういう形の運動で減らしていくというのが大きなものだと思いますので、時間はかかるかもしれませんが、そういう取り組みを何年間かかかってつくってあげて、確実にごみを減らす方策を市民と一緒に立てていくということを1つ考えられたらどうかなと思います。



(井上会長)

ありがとうございました。食べ残しの減量というわけですね。ありがとうございます。  
はい、どうぞ。

(秋山委員)

私は初めて出席しますが、そもそも、第3次芦屋市環境計画というものを1回勉強せないかんと考えていまして、こういう資料は非常に手間がかかって貴重なものでありますけれども、こういうものは結局比較をして、あるいはそれを対比してみて考えつくもので、特に芦屋の場合のような小さい9万人足らずの市では、どういう自治体と比較できるのか。例えば、隣の西宮市なんかは50万人近いですから、比較にならないですから。なので、全国で見合う環境の自治体と比較してみて、芦屋の現実はどういうものかということにならざるを得んのかなと思いますけど。

それから、もう一つは人数に関係なしに新しく取り組みを進められとる自治体を参考にするかですけど、芦屋市から出た数字がこういうものやったら、これは良いか悪いかわかりませんので、見合うような自治体と対比してみたら現実はどういうことになっいるか明白にわかるわけです。それからもうちょっと将来的に持続的に取り組もうとするなら、そういう全国のほかの自治体で進んだ取り組みをされるところの実態を勉強して、それと見比べて対処していくとかいうようなことも必要じゃないかと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。ほかの先進的なところとの比較を書いてくださいという話で  
ございますか。秋山さんのご意見はそういうことでよろしいですか。

いかがですかね。まだ発言されてない委員のかたで、空田さん、何かありましたら。

(空田委員)

空田と申します。基本方針の中で、ごみの減量化その他がありますが、これは基本中の基本で、ごみはまず分別をしっかりとやるということが第一歩ではないかと思うんです。今、芦屋市でごみの回収をやっていただいているのは燃えないごみ、燃えるごみ、それから衣類、それから缶ですか、それからペットボトル、ビン、この6つぐらいが一応分別の仕訳になってるんですけど、私のところは若葉町公社住宅自治会の分別はもっとシビアに分別してやってますので、一応月に2回リサイクルの日と。第2木曜と第4木曜日に住民に新聞、雑誌、広告、それから古着、それからアルミ缶、その他、月2回必ず定期的にやっています。これは自治会活動の中でも軍資金として、アルミ缶が特に夏場なんかは各家庭でしっかり出していただけるんで、年間にしたら、アルミ缶だけでも約10万円ちょっと収入がありますので、それを自治会の活動費として利用させてもらってますけど。まず、基本的にごみの分別をもう少しシビアに皆さんにお願いしたら、もっと効率よくいけるんじゃないかと私は思います。

以上です。

(井上会長)

すみません、ごみの分別がちゃんとなされてないことがあるということですか。

(空田委員)

はい。

(井上会長)

そういたしましたら、藤田さん、いかがですか。

(藤田委員)

リサイクルの焼却灰のことですが、これはもう一度熱処分をすとか、残ったものをコンクリートの材料として利用する方法ってあるように聞いてるんですが、いかがですか。

(井上会長)

いかがですかね。どうぞ、藪田さん。

(事務局 藪田)

芦屋市の藪田です。基本的には焼却した後の灰というのは、今ここにありますように、最終処分、埋立処分をしております。ですけど、取り組みとしまして、兵庫県さんが旗を振ってやっていただいているんですけど、セメントリサイクルがあります。各市、参加してはいますが、芦屋市につきましても、全量というのはなかなか難しいんですけども、少しずつですけども参加して、リサイクルの取り組みを進めております。

(井上会長)

ありがとうございます。  
山本委員，どうぞ。

(山本委員)

山本です。僕はこの会議に出席させていただきまして3年目になります。これまで芦屋市さんの話を聞きながら、時にはいろんな点を指摘してきたんですけども、今回のこの基本計画ですね、ここに出てる方策等につきましては、大体自治体のほうで現在とり得る施策というのは概ねされているのではないかなというところではございます。現状としては白井委員がおっしゃったように、やはり芦屋市さんの1日1人当たりのごみの排出量ですか、それがやはり兵庫県の平均と比べても高いですので、その問題点につきましては、引き続きさらなる方策というのを見出して、そして減量化していくのが1つ会議の目的かなという気はしています。

それともう一つが、これはちょっと外れているかもしれませんが、災害廃棄物ですね、それについてどのような位置づけをされているかというのが、今よくわからないところがありますので、教えていただければと思います。

以上です。

(井上会長)

森田部長，どうぞ。

(事務局 森田)

今のお尋ねの災害廃棄物の位置づけにつきましては、これは芦屋市地域防災計画の中に災害廃棄物の取り扱いについて、非常にボリュームは少なくて見栄えはしませんが、そちらで触れているということになります。

(井上会長)

ありがとうございます。

多田委員，どうぞ。

(多田委員)

大きなテーマなので、全体的なところというのはつかみにくいんですけど、私自身としては、やはり各家庭においては、給料の中で生活してるということを考えれば、まず余り物を出さない、要らない物は買わない、そういうことが基本になってくると思いますので、結局市民一人一人、それだと思うんですよ。例えば、市役所さんだったら無駄なコピーはとらないとか、そういうこともあって、要は、考えれば自分のお金が減っていくのを減らすということですね。ごみを処理するにしても、ごみが少なくなれば、その分使うエネルギーが減るわけですから、それも税金が助かりますよね。結局、基本をそこにもっと持っていかないと、きれいごとを言ってもしょうがないと思うんですよ。例えば、我が家の家庭で、こういう努力をしたから支出が1万円減ったとか、これやったら家族全体でそれを共有できますよね。

ですから、そういう具体的なものがないと。だから僕はある意味、ごみの有料制というの僕も賛成なんです。例えば、袋の中に先ほどおっしゃられました分別出来ない物が入っていて、それを指摘すると、パワハラというんですか。変なごみを出したほうが指摘した人を訴えることができるという変な風潮がありますよね。だから、そういう点で、何かお互いにいいことしたいんだけど、言いにくいという今の世の中のシステムもおかしなことだと思うんですよ。だから、はっきり、あんた、こんなごみ出してあほ違うかというぐらいの社会でないと、なかなか今このやっているごみを減らすということに対してはね、本当に具体化していけるものは何かということも僕も2年間考えたいと思うんですけど。

まず一番は、とにかく自分のポケットマネーで、自分の家族から支出を減らすということから始めていってもいいと思うんですよ。すみません、僕はかなり現実的な人間なものですから、具体的なことばかり言いますが、そういう点ではごみの分別もそうです。ある程度圧力がなければ、しない人は絶対しないですよ。だから、ここにおられるかたはおそらく全員されてると思います、ごみの分別。だから、ここで言っても本当しょうがないと思います。ですから、1割ぐらい平気な人がいるけど、その1割の人に対してはある程度圧力かけてもいいんじゃないかなと思います。すみません、勝手なことばかり言っていますけど。

(井上会長)

ありがとうございました。

じゃあ、山口さん。

(山口委員)

今、多田さんからすばらしい意見が出たんですけども、私もそれに賛成で、じゃあ、どうしたらいいのかということ、今、検討しているんです。そのためには、その自治会なり管理組合から素直に言えるような状態をつくらうと。何か言うと、逆に殴られたりする可能性もありますので、それで何したらいいかということで、管理組合の規約とか細則とか自治会の規則的なものをきちっと明文化しよう。そうすると、それが総会で承認されると、管理組合や自治会もその本人に対して言えるようになるとか、今そういう施策を具体的な文書をつくって、ことしの総会にかけていただくという形に、動いております。

(多田委員)

今、自治体がやってらっしゃるのはアルミ缶と紙を、この日に出してくれば子供会のお金になりますということでやっているんですけど、でも、うちのマンションを見ても、やっぱり1割の人だけです。9割のかたはほかのごみの日に出してまして、実際に子供会として収集に来る日に出しているのは、本当1割だけなんです。だから、その9割のかたに対してね、どういうふうに声かけしていいの。隣のかたにね、子供会のお金になるからこの日に出しましょうと、なかなか今の世の中、言いにくいじゃないですか。そういうのを本当ね、自治体のかたが何か考えていただいて、じゃあ、みんなができるようにしましょうよというふうにできれば、僕はもう10割のかたが出せば全部お金に返ってくるわけですから。すみません、さっきからお金のことばかり言って申しわけないんですけど。

(井上会長)

ありがとうございます。山口委員にお聞きしたいんですけど、芦屋の自治会連合会は自治会が100%加入しているんですか。

(山口委員)

私のほうはパイプライン利用者の会というのをやってまして、それは加入してない自治会・管理組合と加入してる自治会・管理組合と両方を束ねています。自治会だけではやはり数が少ない、19しかありませんので、三十数団体ありますので、そちらをカバーするようにしています。そこでいろんな話し合いをして、具体的にルールをそういうふうに正式に文書化していくと。そうすると、管理組合も自治会も正式にその人に対して言うことができます。

(井上会長)

だから、自治会に入っていないかたも一応参加していただくという形ですか。

(山口委員)

いや、ただですね、自治会もないところがあるんです、残念ながら。そこは個別にポストに入れて、そういうルールとかをですね。こうしたらどうでしょうかということをやっています。

(井上会長)

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(秋山委員)

ごみの廃棄については自治会も一般も関係ないと思うんですけど、今言われました自治会というのは任意の団体です。マンションについては、個人で所有している人と、賃料を払って住む人とありますよね。賃貸の人はほとんど自治会に入りませんよね、定着性がないと。それから、マンションを購入して所有している人については、今言いますように管理組合があるから。管理組合は建物を管理するための組合ですけども、そういう団体が既にあるから、マンション自体に自治会をつくってるところはそうはないと思うんですよ。それも連合で管理組合を自治会のかわりにしてやるととか。それで、芦屋市全体で言うたら 70%ぐらいですかね、自治会というのは。そのあとはどうや言うたら、今言いますように、賃貸とかね、よっぽど外れたところにあるかとか、そういうレベルです。

そやから、一般にどこの町もそうですけど、市が回収される日ちゃんと場所が示されます。ただ、資源回収される日と違いますから、自治会が定めた日に出さない人は自治会員でないから、協力せんというか、そういう方々で、回収自体は同じようにしとんですけど、やっぱり自治会員でない人に自治会は拘束することはできません。特に都会地といいますか、今の芦屋市の実態言いますと、非常に自治会を拡大というか、組織を強化せないかん言いますけど、そういう問題があって、これはなかなかいかんです。

ごみは自治会が定めた日に出す人と、市が回収される日に出す人と二通りありますよ。

(井上会長)

それは指定された日に出さなければならないということになっているわけですよ、当然。だから、その日以外に出すということなら不法投棄ということになってしまいますけど。それでも回収するんですか。

(秋山委員)

それはね、低い次元の話をしたら、働く人も大勢おられますから、深夜早朝に出すからね、事情もあって。そういうのは困るからきちっとしなさいと言うのは、地域の者の務めといいますかね。そやけど、現実はなかなか難しい面がありますけど、そういうのを抱えもってですね。

(井上会長)

なるほど。神戸市の例などでは、袋は全部有料ですよ。有料で買って、そこに入れて出すんですけども、違う日に出せば、もう市は回収しないんです。もう不法投棄と書いて放っていくんですよ、市が。不法投棄のまま放つてあると。で、持ち帰れということで、一応持ち帰ってもらうという、そういう形ですね。

(秋山委員)

犬、猫が食い散らすとかね、カラスが食うとか、わざわざカラスネットかけるんですけど、わしはあんなん廃止せえと言うんですけどね。一々手間かかって、誰が片づけるんやと。そういう手間かかることをやめて、もっときちっとくせつけてやったらいかがか言うんですけど、行政が放つといて取らんというの、問題やないですか。

(井上会長)

一応、不法投棄とシールを張って何日か放ってあるんですけども、もうどうしようもない場合は市が回収せざるを得ませんけどね、それはもちろん。

(千田副会長)

まず意識がないと、ごみの分別とか検討とかできないのです。けれども、意識を持っていてもやらない人って結構いまして、学生対象でアンケートをしましても、実際の学生がやっていることを見たら、ごみをめちゃくちゃに捨てたりしているのです。けれども、その同じメンバーにアンケートをとると、ちゃんとごみの分別はするべきだと。だから、言っていることとと思っていることと、実際の行動とは、結構、人間は、ずれているのだなと最近思っています。一生懸命こういう話をしていても、きっとわかってらっしゃるけれどもできないとか、何かその辺の行動につなげるような啓発も、すごくわかっている人でも行動にぜひ繋げてもらうようなことを市民全体で取り組みができるようなことをこの会議でまた提案できたらいいのかなとか思っています。だから、多分わかかっていてやってしまうとか、その辺がこちら道德の問題なのかなと思いつつもそれは自問自答して学生にも教えているんですけど。すみません。まとまっていないうんですけど、行動につなげていくというのが難しいと思います。

(秋山委員)

今、先生が言われるように、ごみに関連して、例えばたばこのポイ捨てあります。それから、その他いろいろありますけど、犬のふんの放置とか、市街地でそういうことは考えられんけど、現実あるわけです。芦屋市もマナー条例をつくっています。

それから、今言うように、こういう場では格好いいことは言いますわな、条例はあるやろうと。ところが、一般市民が心で本当に受けとめてくれなかったら、それは自己満足に過ぎんわけですよ。そやから、そういう活動を点検するとかね、現実に注意しないと、たばこのポイ捨てがあるわけです。マナー条例やから守りなさい言うけど、それは一般市民に通じてない。

ごみの分別は手間暇かかるけれど、うるさく、やかましく地域にずっと繰り返し言わないといかんのです。それで聞く側も、心開いて聞くようなムードの地域をつくらないと、どうも自治会が勝手に言うとか、行政が勝手に言うとかいうことになって、真面目な取り組み、そういうところまで積み上がっていかん。

私のところでも、何回言っても、朝、拾い続けても、たばこのポイ捨て、犬のふんの不始末、これは全然絶えんのですわ。我々みたいな役員の人がひそかに掃除するわけです。

例えば、春日公園はきれいに草1本生えず掃除してますけど、犬を連れてくるわけですよ。そこにふんをしたら、子供が踏んづけて非常に困るから、公園内には犬を絶対入れないでやるんですよ。

(井上会長)

ありがとうございます。そのモラルを守らない人への啓発がなかなか難しいところありますね。

はい、どうぞ。

(山口委員)

私たちも、今、秋山さんがおっしゃった点をいろいろ考えて、1歩前へ進んでるんです。どういうことかという、今までは全ての人と同じだという前提でいろんな活動をやってたんです、三十何団体で。ところが、やっとそれが上がってきて、4つの人たちに分けたんですよ。それは1つの切り口は、分別の知識をちゃんと知っているかた、知ってないかた、マナーを守ろうとする気があるかたとないかたで4つに分けて、それぞれ対策は違うはずやと。だから、今までは十把一絡げでやってたけども、これからはそういう人がいるという前提で、じゃあ、それぞれの人に対してどうやったらいいのかと。それは市のレベル、それから我々の活動レベルと個人のレベルと分けて、じゃあ、できることをやっていこうということで、今、一つ一つ詰めている状態なんですよ。

(井上会長)

それは素晴らしいですね。ありがとうございます。ぜひともね、続けていっていただきたいと思いますが。

そしたら、市のほうから、この委員の皆さまが家庭内でごみ減量に向けて何かやっておられますかと、1人一言ずつでいいのでちょっと聞いていただけませんかということですので、皆さまがご自宅でごみ減量に対してやっておられることですね、一言ずつで結構ですので、お願いできますでしょうかね。

じゃあ、白井さんからお願いします。

(白井委員)

あまり言えることはないんですけども、かえってできてないことのほうが多いのかなと。今、いろいろ見ていたら分別でも、私自身、もうちょっときちっとやらないといけないのかなと思ったりすることもある。こういう機会に参加させていただいてますので、努力してやっていきたいなと思っている次第です。

もう一つ、この審議会のテーマになるのかどうかかわかんないんですけども、最近新聞資料を見てましたら、プラスチックごみの削減の話が物すごく大々的に出てきてますよね。1,000トンとかが海に流れ込んで、マイクロプラスチックになってという話があって、日本政府、案外とそれに消極的なんです。海洋プラスチック憲章にも署名してないぐらいですから。

芦屋市というのは人口もそれほど多くないですし、市内にあるマクドナルドさんは、全世界的にストローとかプラスチック類を全部廃止しますと言ってるんですけども、家庭でも、今やろうと思っています。マイバッグも持っていくようにしていますし、不必要なストローも持って帰らないようにしていますけども、芦屋市として何かできないのかなというのはありますね。まさか条例までつくるわけにはいかないでしょうけども、今日、山崎委員は来られてませんが、灘生協では一切プラスチック類は持って帰さないようにしますとか、何か芦屋市としてできるようなことはないのかなと。

(井上会長)

ありがとうございます。

そしたら、多田さん。

(多田委員)

ちょっと一言だけ言わせてください。先ほど皆さまがたが言うことを聞かないということに対して、1つだけ実例として。私のマンションって非常にごみが捨てやすいマンションなんです。だから、近隣のかたがそこへごみを持ってくるんですよ。それで管理人さんが困って張り紙をしたんです。「24 時間防犯カメラがついています」、これで無くなりました。このチラシ1枚でよそからごみを持ってくる人がいなくなりました。だから、やっぱりみんな罪悪感ってあるんですよ。でも、見られてなければしてもいいという。このあたり、ちょっと人間のずるいところ。見てるんだぞ、罰せられるぞということ。僕は先ほどから圧力という言葉をよく使いますが、やっぱり必要だと思います。

我が家でやっていることですが、100%マイバッグです。食料はこまめに冷凍しています。ですから、まず食べ物を捨てるということは我が家ではありません。

それともう一つ、新聞を解約しようと思ったんですけど、解約していいですかと言ったら、いえ、まだ契約期間が残っているからだめですと言われました。すみません。お金のことばかりで申しわけございません。

(井上会長)

ありがとうございます。

秋山さん、どうぞ。

(秋山委員)

先ほど申し上げましたけども、町内会でマナーを守ってもらおうということで、自治会でチラシ、ビラをつくりまして、一定期間に役員も町の道路のところに立って、みんなビラを渡して守ってくださいと。特にたばこのポイ捨てとか、犬のふんの不始末をやめてほしいと。ところが、私のところは43号線から2号線から鳴尾御影線という幹線道路があるんですけど、道路に物凄いたばこをほかすんです。その道路のたばこは一体誰が拾うんやとなって、2号線なんかも私どもの生活道路になつとるから、しょっちゅうやりますけれども、なかなかその絶えんというか、続くんですね。最近、たばこもいろいろやかましく言われるんですが、なおかつ執拗に吸うてポイ捨てるんです。それは自治会だけでなく国民性の問題やから、別の方法でやってもらわないかん。

それから、ごみについては、1つ非常に困ってるのは、ごみステーションのネットをかけるのがもう習慣的になつとる。どこでもかけますよね。それは利用者が相談してすべきんですけども、元来高齢者のおばさんとかおじいさんが暇やからって積極的にやってもらっておったんですけど、高齢になってしんどいと。足腰も弱ったから、それはできんから誰かしてくれと言われるんですね。その誰かしてくれと言われたときに、非常に困るといふか、どういうふうに分担して、してもらおうかと。

例えば、目の前に家があるから、あんたのところもしなさい言うけど、私のところは共稼ぎで早朝から遅くまで働いてたら、そんなことできへんと言われたら、それ以上言えないわけで。どういうふうにしたらいいのか非常に困っています。それで、できるだ



合理的に、ごみを出すにはきちっと決められた時間に出せと。それに違反する人が、共稼ぎの家庭なんですな、深夜に出す。そういうのは、自治会の我々が努力せなしようがないと思っています。

(井上会長)

たばこのポイ捨てはね、私も大学で月1回、学生を総動員して、特に道路の信号や神戸山手幹線、そのあたりをずっと掃除させるんです。しかし、それでポイ捨てが減るかといったら、あまり減りませんが。千田副会長の大学でも掃除しているんじゃないですか。

(千田副会長)

うちの大学の学生はあまりやってないですけど、掃除の方々がとてもきれいになるように大学周囲に気を配っておられます。また、近所の高校の野球部が近所の清掃を毎日やっています。

(井上会長)

なるほど。ありがとうございます。

山口委員、いかがですか。

(山口委員)

我が家は、現在、テスト中というか、もう1年以上やっているんですけど、分別をできるようなものをつくっています。アマゾンで紙の段ボールのごみ箱があるんですよ、2つで980円。それはぱっと組み立てられるんですよ。それはスーパーのレジ袋が中にびゅっと入れられるようになっていて、僕の家は、缶、ビン、ペットボトル、紙、生ごみと、こうあるんです。生ごみは紙は使えませんが、それだけはプラスチックですけど、あとはそれに入れてます。で、家の中で分別して持っていくと。そうすると、非常に簡単なんです。失敗したのは紙です。紙が非常に我が家は多くて、最初はそこに入れてあるんですけど、紙は袋が一番いいです。デパートの袋とか、あれにみんな袋を置いていますので、そこに全員が紙を捨てると。

あと集団回収がありますので、集団回収は特に段ボールが、今、アマゾンとかを利用すると非常に出るんで、それはそれで2週間に一遍、集団回収がありますので、集団回収の服用の紙袋と、段ボールはもうしょうがないので、家のどこかにぼんと置いて、月曜日の朝8時半に取りに来ますので、そのときにぐるっと巻いて出すと。だから、ポイントは家の中に分別できるような仕組みを、できるだけお金をかけないですするというのがコツかなと思います。

(井上会長)

なるほど。ありがとうございました。

じゃあ、空田委員、どうぞ。御家庭でやっておられること。

(空田委員)

芦屋市環境衛生協会は年に2回春と秋と、クリーン作戦というのをやったんです。主に芦屋川を中心に1カ所、それからJR芦屋駅、それからキャナルパーク、この3カ所

で。一応昔は全自治会から3名出たんですけど、いろいろ問題があって、今は完全ボランティアでやっていますので、一応この近くでは警察学校が若い人が多いんで、それからサッカーチームですか、それから、地元の企業なんかも応援していただいて、大体ボランティアで、最近は市としまして、大体400人から500人ぐらいは参加していただいているので大変助かっておりますので、これをずっと続けていきたいと思っておりますので、ひとつ今後ともよろしくをお願いします。

(井上会長)

ありがとうございました。

藤田委員，どうぞ。

(藤田委員)

芦屋市商工会のほうでは年に2回、秋と春にフリーマーケットを行っています。かなりしっかりと色んなものが提供されていて、ごみが片付いていってるんじゃないかと思えます。また事業所、お店としては、マイバッグの利用、あるいは分別というふうなものに力を入れております。

(井上会長)

ありがとうございます。

山本委員，どうぞ。

(山本委員)

私は関係行政機関の代表ですので、兵庫県の取り組みという形で説明をさせていただきますけれども、この兵庫県の場合でも、兵庫県廃棄物処理計画というのが8月3日付だったですかね、ちょうど改定されたばかりでございまして、これからまた、今度は平成32年度を中間目標として、さらに平成37年度を最終目標とした計画というのを策定した段階でございまして。

今回の1つのトピックというか、目標といたしますのが、まず特にこの一般廃棄物については、一人一人の県民の削減努力というのを反映して、その意識を高めるために、1人1日当たりのごみ排出量じゃなくて、家庭系ごみ排出量を重点目標として設定しているところが1つの大きなところかなと思っているんですけども、32年度の中間目標で、1人1日当たりが483グラム。そして、平成37年度の最終目標としては463グラムというような数値を掲げております。

その中で、ではどういった方策をやっていくかということについては、先ほど芦屋市さんの説明、方策のほうともかなり重複している部分がございますけれども、1つ大きなところとしては食品廃棄物、食品ロスをどう削減させていくかということが今回審議で加わってきているところの要点でございまして。

それともう一つが、新規事業としては、無許可の廃家電の回収業者、いわゆる無料回収している業者ですね、そういったところに対しての対応をどうしていくかというのが、これから課題として取り組んでいこうというような方向性で今動いているところでございます。

これらいろいろと県のほうでも冒頭、話がありましたように、そういった発生抑制、それからリユース、リサイクルと項目ごとに色んな方策は決めてきているところではご

ございますけれども、それらについては、やはり目標に達するまでには実践してチェックして改善していくという、そういった仕組みでこれから進めていくことになっておりますので、またご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。回収業者の許可があるのと無許可とは、どうやって見分けるんですか。

(山本委員)

芦屋市さんが説明したほうが多分確かかなと思うんですけども、まず許可がある業者というのはこれ、芦屋市さんの場合ですと、各市それぞれの市長が処理計画の中で許可をしている業者というのが確か決まっているはずですよ。

それと、これから規制していこうとしている業者というのは、ちょっと間違えていたら申しわけないんですけども、回収して、それを回収した物を海外に持っていこうとしているところに対して、どうも規制をしていこうというような動きがどこかの業者のほうであるようでして、それについては、この4月から自分のところの事業内容を申告するとか届け出るといった行為があったところについては、その内容を審査して、届け出を受理するという形で、申告がないところについては完全に廃棄物を扱っているというように。届け出がないところについては完全に廃棄物を扱っている。届け出があるところについては有価物を扱っているという、何かそういったようなやり方を入り口論で規制していこうというような仕組みに、今、なっているようでございます。それで間違いないですか。

(井上会長)

許可業者と無許可業者ってどうやって見分けるんですかという話で。

(事務局 藪田)

回収というのは色んなものがあると思うんですけど、一般的に許可業者といいますと、市は一般廃棄物の収集運搬に対して許可を出している、出してないというのはあるんですけど、その場合ですと、許可出したところにはステッカーを車に張ってもらったりはしているんです。今、言っていたのは資源回収の車の話ですか。

(井上会長)

そうです、そうです、資源です。

(山本委員)

それについては資源回収、いわゆる無料回収等の宣伝をよくしている。そこはそういった業者等については、当然回収して持って帰っていくということなんですけれども、要は有価物を扱っているのか廃棄物を扱っているかというところで、まずどう見きわめるかということについては、相手の業者から届け出が出てきて、そして、それでちゃんと有価物を回収していると、いわゆる自己申告ですね、をして問題がなかったら、そこは有価物。ただ、現時点でも阪神北県民局管内でもそういった業者からの届け出がないということですよ。それ以外では、一般廃棄物を許可なく扱っているというところで、

そういったところについては立入検査なんかをして、市町と県が連携した立入検査をして、一般廃棄物を無許可で扱っているんだったら、それを指導してやめさせていくというような、そういう仕組みだったと思います。

(井上会長)

要するに電気製品とかを無料で回収するじゃないですか。そのときにその許可証を見せてくださいって我々が言っているんですか。

(藤田委員)

例えば、私のところも、経営している店に営業のかたが来てはるから、そのかたに頼んだんですけども、やはりリサイクル料が要ると、また冷凍庫と冷蔵庫の違いとか、色々説明していただきました。今回、それらを別々の方法でとっていただけるように話は持っていったんですけど。ですが、業者の見分け方、ぱっと頼むときにこの人なら頼めるなという人と頼めないかたと、見分け方は難しく、もういつもの人にしか頼まないというか。

(井上会長)

リサイクル料金が要るものに関しては、リサイクル料を取るとというのが原則になっていますからね。

(藤田委員)

そうですね。

(山本委員)

だから、一般的な廃家電等については、原則は違反行為だと思います、一般的に。先ほど言った冷蔵庫とかね、そういった家電リサイクルルート等については、これは1つの仕組みができておりますし、また兵庫県のほうでは、町の電気屋さんなんかは兵庫方式という形で、そこに持っていったら回収してくれるという仕組みができておりますので、そのシステムを使っていただければいかなと考えております。

(井上会長)

ありがとうございます。千田副会長。

(千田副会長)

一応、食物の専門なので、どうしても自分の中で無駄にしないということで、行動します。1週間に1回、大体土日のどちらかで食べ物を、野菜を無駄にしないように切って蒸して、透明の入れ物に入れて日にちを書いて冷蔵庫に入れておきます。その日にちの古いほうからなるべく使おうというふうにすると、食べ物の無駄はあまりないです。

それから、ごみの分別に関しては、イカリとか芦屋の大丸さんとかの紙袋がすごく丈夫で、よくうちの家では分別に、その紙袋を使います。牛乳パックや卵のケースをいれています。紙袋は使わないときには、ぺったんこに出来ますので、あれは便利ですね。

あと神戸の塩屋に住んでいたときは、ごみの減量とはちょっと違うかもしれないですけど、ごみ置き場の掃除とか各家で分担が決まっています、できない人はアルバイト料を

払う。そして、アルバイトをしたいという人もいらっしゃいますので、代わりにごみ置き場の掃除をするという、そういう仕組みが塩屋の古い住宅でありました、団地みたいなところですけど。

それから、ある地域の住宅地では、ごみの置き場は鍵が締まっていて、その開け閉めの係というのが1年分決まっています、他の人がごみを捨てにこないように前の晩か、収集時間のぎりぎりに鍵を開けて、収集が終わったらまた締めに行くというすごいことをやっている地域もあります。でも、働いている人などは、近所の人に頼んでやってもらっているとか。それは善意に甘えて頼んでいるんですけど、塩屋の場合、ちゃんとアルバイト制度みたいなのがあって、当番ですがお掃除ができない場合は、ちょっとでも働きたい人がお掃除をしてくれると、いろんなシステムがありますので、そういう知識も芦屋市のほうから皆さまがたに提案するとか、事例紹介みたいなのがあったらいいのかなとは思っています。

(井上会長)

どうもありがとうございます。神戸山手大学は ISO14001 をかつては認証取得してたんですけど、今は自己宣言してるんです。3Rのかわりに5Rということで、リフューズとリペアというのを入れています。リフューズというのが拒否。だから、レジ袋はもらいません。マイバッグですね。リペアというのは修理という。使える物は修理しようかということですね。

ということで、皆さん、どうもありがとうございます。それぞれ参考にさせていただいたらありがたいと思います。

そういたしましたら、その他について、北川主幹からお願いします。

(事務局 北川)

報告事項が2件ございます。

まずは私からは、先ほど来、委員さんの方々からごみの減量、それから分別ということで、出す側のいろいろな取り組みについてご意見をいただいております。ごみは市のほうで収集いたしまして、ごみの処理センターで燃えるごみは焼く、焼却する。燃えない缶とか瓶というものも再度選別をしたり、大きいごみは砕いてとか、ペットボトルなんかも圧縮するという、そういった作業を各自治体がそれぞれのごみの焼却施設、処理センターで作業してるということですけども、それぞれの市がやっても効率が悪いということで、近くの市と共同でごみの処理とか施設も集約できないかということをやっている自治体や、研究しているところがございます。

本市におきましては、お隣の西宮市さんと芦屋市におきまして、今、申しあげましたこの取り組みの検討を昨年の4月からしてございます。それは検討会議というものを立ち上げております。この審議会におきましては、昨年7月に取り組みの途中経過をご報告させてもらっております。今年2月にも、もう一度この審議会において検討の途中経過をご報告しております。その後、現在に至るまで検討会議も開いてございませんで、新たな進捗は現在ございません。ですから、きょうの会議はまだその後の動きはないですよというご報告にとどめておきますけども、今後両市の間で会議がまた進められましたら、その進捗に応じて、この審議会にご報告申し上げますということでございますので、きょうはこの報告ということにとどめさせていただきたいと思っております。

続きまして、パイプラインの件につきまして、三好のほうからご報告させていただきます

ます。

(事務局 三好)

引き続き、パイプラインについてのパブリックコメントのご報告をさせていただきます。事前にお配りしている芦屋の松の絵が入っているチラシをご覧ください。

先ほど森田のほうから話がありましたが、昨年度、今年度の2月の審議会でパイプライン施設のあり方についての諮問をさせていただきまして、3月の審議会で答申をいただきました。その内容に基づきまして、住民さんへの説明会を5月から6月にかけて行いまして、それを経まして、このたび廃棄物運搬用パイプライン施設の今後のあり方についてということで、パブリックコメントを実施することになりました。それについてのご報告をさせていただきます。

お配りしている資料の内容ですけれども、まず募集期間ということで、もうスタートはしております。8月15日水曜日からの1カ月間で、9月14日までの期間で募集をしております。市民の皆さまへの周知方法としましては、ホームページや、あと広報あしやへの記載など、市内8カ所に閲覧場所を設置しております。広報の掲示板の76カ所に、今、お配りしている同じチラシの掲示を行いました。応募方法ですけれども、チラシに記載の方法で受け付けておまして、ホームページを開いていただきますと入力フォームがございますので、そちらに記入して送信していただくとか、あとは直接裏面に記入できる様式も用意していますので、裏面にもご記入いただいております。環境処理センターに郵送していただくという形で意見をご応募いただくことができます。

閲覧場所ということで、もう一枚お配りしている縦覧用資料を実際考え方として見ていただくところですが、その資料につきましては、先ほど申し上げた市内の8カ所ですね、市役所北館行政情報コーナーとか図書館とか、市内の公的機関8カ所に資料を置いております。また、その中にはファイルでごみパイプライン協議会からの提案書とか、ごみ収集方法に関する市民アンケートの結果とか、廃棄物運搬用パイプライン施設検討委員会の会議録も紙ファイルで置いてありますので、ご覧いただくことができます。全てホームページからリンクが張られているので、パソコンで見られる環境のかたについては、そちらでご覧いただければと思っております。

9月14日で締め切られた意見につきましては、こちらのほうで一定まとめさせていただいて、氏名等は非公表ということで、いただいたご意見に対する市の見解とともに、最終的には市のホームページや広報紙でまた公表させていただくことを考えております。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、ご質問とかご意見がございましたらお願いします。

(千田副会長)

8月15日からというと、今日が28日で14日目ですけど、現時点でどのくらい集まっていますか。

(事務局 三好)

現時点では2件です。

(千田副会長)  
わかりました。

(井上会長)  
他いかがですか。特にございませんかね。  
それでは議事をこれで終了させていただきます。